

生命保険を活用した相続税対策

そろそろ保険料控除証明書が送られてくる時期ですね。今回は相続税対策という視点から生命保険を見て、保険の持つ様々な役割について考えてみましょう。



1. 非課税限度額は使い切っていますか？

被相続人が保険料を払っていた保険契約で、相続の発生により、相続人が死亡保険金を受け取った場合には、『500万円×法定相続人の数』の非課税限度額があります。この限度額以内の保険金であれば、相続税はかかりませんし、たとえ超えても非課税限度額のみだけ預貯金等でもっているよりも節税になります。今、保険料を払い込んで現預金を減らしつつ、将来相続税が課税されないまとまったお金を遺せる保険契約は、有効な相続税対策と言えますね。

波兵衛の法定相続人は4人なので、非課税限度額は500万円×4人=2,000万円です。仮に波兵衛の相続税率が30%だとすると、2,000万円を預貯金で引き継いだ場合と比べて、ざっと2,000万円×30%=600万円の節税になります。若いときに加入した定期保険が満期を迎えてしまった方も、ある程度の年齢までは一時払終身保険に加入することができます。非課税枠が余っている場合は使いきらないともったいないですね。

2 保険料相当額を贈与する

また、相続対策として保険料を贈与するという方法も場合によっては効果的です。例えば波兵衛がカツオに保険料相当額の金銭を贈与し、カツオはそのお金で『被保険者を波兵衛、受取人はカツオ自身』とした生命保険契約に加入します。波兵衛が亡くなれば、カツオは保険金を受け取りますが、自分で保険料を支払った保険の保険金を自分で受け取ることになるので、波兵衛の死亡が原因だとしても、この保険金は相続財産にはなりません。カツオの一時所得として、所得税の課税対象になります。

一時所得は他の所得よりも優遇されていることもあり、波兵衛の相続税率が高くなる場合に財産を切り離すこの方法は、相続税対策として使えます。贈与する保険料は、暦年贈与の非課税枠の範囲内（年間110万円）であれば贈与税もかかりません。ただし、相続開始日3年以内に贈与した保険料は、別の規定により相続財産に加えることとなりますので注意しましょう。

3 解約返戻金の低さを利用する

こんな場合はどうでしょう。波兵衛が保険契約者（保険料負担者）になるのですが、被保険者をカツオに、保険金受取人を自分に設定します。一般的には波兵衛の相続の方が先にやってきます。波兵衛が亡くなったら、この保険はどうなるのでしょうか？被保険者はカツオのため、保険金は支払われません。このケースでは、波兵衛が払い込んだ権利（これを『生命保険契約に関する権利』といいます）が相続財産となり、これ引き継いだ相続人（通常はカツオ）は、波兵衛の相続開始時点の解約返戻金相当額を相続したことになります。

波兵衛が2,000万円の保険料を払い込んで亡くなり、その時点での解約返戻金が800万円だったとします。預貯金で持っていたならば2,000万円が相続財産になったのに、800万円の相続財産で済みました。このあと、カツオがしばらく自分で保険料を払い込んで、解約返戻率が100%を超えたところで解約すれば損はしません。このように、あえて立ち上がりの悪く（＝初期の解約返戻率が低い）、あとからぐっと解約返戻率が高くなる保険に加入すれば、立派な相続税対策になります。生命保険金の非課税限度額を使い切っている場合でも、条件さえ合えば、まだまだ生命保険活用の余地があるということですね。

ワガメ『昔加入した保険の保険金受取人の見直しも、大切な相続対策の一つよ』